

■ 感染対策指針

1. 感染対策に関する基本的な考え方

医療機関においては、患者と職員のための安全な医療環境を提供し維持していくことが求められるため、院内感染防止に留意し、感染症発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、収束を図ることが必要である。そのため全職員は院内感染対策指針を把握し、標準予防策ならびに院内感染制御手順に従った医療行為を実践することをその旨とする。

2. 感染対策の基本指針

- (1) 患者の安全を最優先とする。
- (2) 職員が感染対策および抗菌薬適正使用活動の重要性を認識し、感染予防策を遵守し、安全な医療環境の提供に努める。
- (3) 職員が院内感染した感染源と成り得ることを十分認識し、職員の安全の確保と医療環境の整備にも配慮するものとする。

3. 組織体制

(1) 人的体制

① 病院長

本院の管理者として、感染対策等のための体制を確保する。

② 感染対策委員会委員長

感染対策等に関し病院長を補佐し、感染防止対策部門に関する業務を統括する。

③ 院内感染管理者

感染対策等に係る情報の総括、具体的対策の立案、各部署への指導を行い、感染対策の推進を図る。

④ 感染防止対策部門スタッフ

日常の感染対策等に関する活動の中心として、感染対策に関する実働チームであるICT（Infection Control Team）および抗菌薬適正使用支援に関する実働チームであるAST（Antimicrobial Resistance Team）を組織する。

(2) 審議等組織

① 感染対策委員会

本院における感染対策等に関する問題の原因分析、改善策を審議し、諸施策等の策定等を行う。

4. 職員の教育および研修

- (1) 感染対策の基本的考え方および具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に、職員研修を実施する。
- (2) 研修は、入職時の初期研修1回のほか、年2回程度全職員を対象に開催する。また必要に応じて職種別など随時行う。
- (3) 職員のほか、医学生等、院内に出入りする者への教育・研修を実施する。
- (4) 研修の結果は記録し保存する。

5. 感染症の発生状況の把握、報告

- (1) 感染の発生状況については、必要に応じ主治医、看護部、検査部および委員会へ互いの情報を提供しあう。
- (2) 薬剤耐性菌が検出された際には、主治医は報告書を作成し、医療安全対策室へ提出する。
- (3) 医療安全対策室ならびに検査部より作成された感染情報レポートにて委員会で共有する。
- (4) 抗酸菌や血液培養で陽性が確認された場合は、検査部は、速やかに感染管理者および主治医へ報告する。

6. アウトブレイク発生時の対応

- (1) 一定期間に特定の場所や集団で、通常予測されるより多くの感染症が発生したり、公衆衛生上重要な感染症が発生するようなアウトブレイク時には、直ちに病院長および感染対策委員長、感染管理者へ報告する。
- (2) 臨時の委員会を開催し、速やかに対策を立案し実施し、原因究明を図る。
- (3) 必要に応じて保健所等の関連機関への連絡を行う。

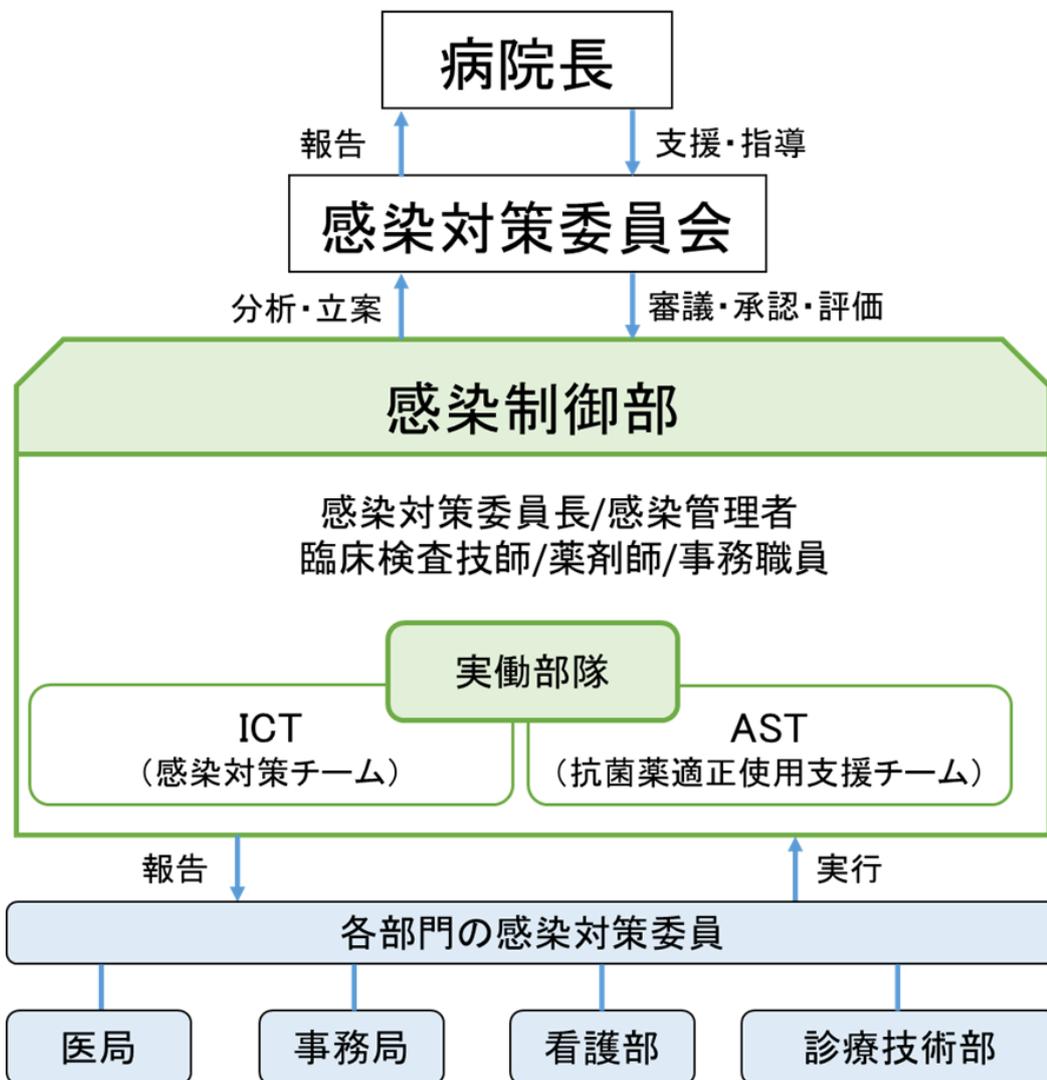
7. 患者への情報提供と説明

- (1) 本指針は、患者または家族が閲覧出来るようにする。
- (2) 疾病の説明とともに、手指衛生などの感染防止策の理解と協力を求める。

8. 感染対策の推進

- (1) 感染対策マニュアルの作成と改訂を行い、全職員への周知徹底を図る。
- (2) 各部署の責任者は、感染対策の遵守について注意を怠らないように努める。
- (3) 必要に応じて、職員のワクチン接種を行う。

感染対策 組織図



2004年10月1日施行
2012年 9月1日改訂
2015年4月1日改訂
2016年4月1日改訂
2019年4月1日改訂
2021年9月1日改訂
2021年10月25日改訂
2023年12月1日改訂
2024年12月2日改訂